

懲戒処分の公表

以下のとおり、懲戒処分を行ったので、羊蹄山ろく消防組合職員の懲戒処分の公表基準の規定に基づき、公表します。

記

1 被処分者

羊蹄山ろく消防組合・20代・消防士

2 処分発令日

令和8年7月23日

3 処分の種類

懲戒処分 戒告

4 処分理由

被処分者は令和8年2月10日午後9時59分ごろ、留寿都村の道道を時速75キロで私用車を運転中、スリップにより対向車線にはみ出し、前から来た乗用車と正面衝突を起こし、乗用車の運転者と同乗者の計2名に約1カ月のけがを負わせた。同年6月2日、岩内簡易裁判所から過失運転致傷の罪により、罰金30万円の略式命令を受けた。

当行為が地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに交通法規に違反した者及び交通事故を起こした者に対する処分の審査基準第5条第1項の規定に当たるものとして懲戒処分を行うものである。